



私たちのまち、大野城と市民を愛する

おの じょう し しゃ きょう
大野城市社協

しゃかいふくし ほうじんおおのじょうし しゃかいふくし きょうぎ かい
社会福祉法人大野城市社会福祉協議会



ボランティアを通じて、人や社会とつながる。

おおのじょうボランティアセンター

おおのじょうボランティアセンターは総合福祉センター1階にあります。
ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介など行っています。
これからボランティアを始めてみたい方も、お気軽にご相談ください。

様々な
ボランティアが
活躍中!

センターのご紹介

ボランティアセンター登録団体



詳しくはこちら



インターネット
から
気軽に参加♪

「ボランティアエントリーシステム」

ボランティアを体験できる活動メニューを提案しています。
初めての方も、経験がある方もぜひご活用ください。

活動メニューを
チェック



➔ ボランティアセンター運営委員会の設置

複雑多様化するニーズに対応するため、ボランティアセンターの将来のあり方などを協議し、その機能の強化を図るための委員会を設置しています。

大野城市防災計画への参加

➔ 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターは災害発生に応じて「災害ボランティアセンター」となり、災害ボランティア活動を支援します。

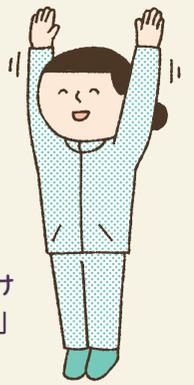
➔ ボランティア活動保険の加入受付

活動中に起こるさまざまな事故に対する備えとして、ボランティア活動保険の加入受付を行っています。



地域福祉活動

地域福祉推進の主体は地域住民です。そこに住む住民同士が互いに協力しあい、見守り、助け合っていく環境をつくり「向こう三軒両隣～地域で互いに助け合う優しく楽しい地域づくり～」をテーマに、『ふくしのまちづくり』をすすめています。



1

地域福祉活動支援

市内の各区に地域福祉推進委員会(区によっては福祉部)が組織され、公民館を拠点とした福祉活動が行われています。

- 見守り活動
- ひとり暮らし高齢者などを対象としたミニデイの取り組み
- 子育てサロン



2

コミュニティ福祉(部会)活動支援

市内を4つの地区にわけ、コミュニティ活動が行われています。平成10年に、市及びコミュニティ運営委員会と協議を行い、平成12年までに4地区全てに福祉部会が発足しました。

- コミュニティ運営協議会・福祉部会を支援(ひとり暮らし高齢者等を対象にした交流事業、各区の地域福祉推進員の合同研修など)

3

福祉委員会

昭和59年から、市内の各区に社協会長が委嘱した、福祉委員(1名以上)を配置して福祉委員会を組織しています。(※平成19年から市長の委嘱も加わる)福祉委員は地域福祉活動のボランティアで、福祉活動のリーダー的な役割があります。

- 福祉委員会定例会の開催
- 研修会や情報交換

4

地域ケア会議

支援を必要とする人たちの状況を把握し、地域・市(地域包括支援センター)・社協がその情報を共有し、地域での見守り活動を推進することを目的に、平成19年度から大野城市地域ケア会議設置要綱に基づき地域(区)ごとに会議を開催しています。



5

イチカツ(第1期大野城市地域福祉活動計画)

第1期大野城市地域福祉活動計画(略してイチカツ)が令和6年度から始まりました。「地域共生社会のまちづくり」を目指して参ります。

【アクションプラン 取組(事業名)】

- (1)食の確保隊
- (2)ふだんのくらしアシストセンター(総合相談窓口)
- (3)社会福祉法人と地域とのつながり
- (4)地域福祉へのいざない事業
- (5)地域における外出手段を充実するための事業
- (6)大野城市ボランティア・市民活動フロント事業
- (7)権利擁護事業に関する取り組み強化と利用促進

詳しくはこちら



6

災害時支援

避難所などが開設されたときに、市の対策本部の指示のもと避難者支援や地域と連携を図りながら布団などの貸出を行っています。

また、必要に応じて開設される福祉避難所に対して、ホームヘルパーなどの派遣や、リフト付車両を使用し、寝たきりや車いすを利用する方の移動支援を行います。



7

広報・啓発活動

- 社協だより「ふくしんぼ」
- ホームページ
- SNSで情報の発信
(LINE・Instagram・YouTubeなど)



詳しくはこちら



8

ふーちゃんゼミナール・福祉教育

- ふ (ふだんの)
- く (くらしの)
- し (しあわせ) を広めていくために、子どもから大人まで幅広い市民の方を対象とした出前講座・福祉教育を展開しています。



- ふーちゃんゼミナール (福祉の出前講座)
- 地域福祉活動啓発・学習活動
- 児童青少年福祉・福祉教育教材「ともに生きる」配布
- 福祉教育推進校の共同事業
- 学校における福祉教育支援・出前講座
- 福祉教育基礎研修会

9

在宅福祉サービス事業

市内にお住まいで、歩行が困難な方ため、車いすなどの福祉用具や、ハンディキャブ (軽自動車) の貸出をしています。また、車いすやストレッチャーで乗ることが出来るリフトカーの運行も行っています。

詳しくはこちら



福祉用具貸出



ハンディキャブ貸出



リフトカー運行

一人ひとりの問題を **地域** の課題としてとらえ、解決しています。

権利擁護事業



総合相談事業

♡ ふくし何でも相談 (電話または面談)

☎ 092-501-3311

月曜～金曜 9:00～17:00

聴覚に障がいのある方はFAX092-593-5829をご利用ください。
専任の相談員が相談をお受けし、問題解決へのお手伝いをします。

♡ 心配ごと相談 (弁護士による無料法律相談)

☎ 092-572-7700

● 毎月第1・4火曜日 10:00～12:00・13:00～15:00

● 毎月第2・3火曜日 10:00～12:00

予約受付：平日8:30～17:00 ※事前予約優先

♡ 電話法律相談 (弁護士による無料法律相談)

☎ 092-501-7830

毎月第2木曜日 10:00～12:00

ちょっとしたことから電話で尋ねたい、福祉センターまで行けないという方は、
お電話でもご相談いただけます。

よくあるご相談 ● 相続 ● 債務 ● 家族(家庭) ● 生活 ● その他



法人後見事業

ご本人が障がいなどにより、社会福祉協議会と契約可能な判断力がなくなった場合には、「成年後見制度」が利用できます。成年後見制度とは家庭裁判所が選任した後見人などが本人に代わって、法律行為を行います。成年後見人には親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による第三者や法人がなっています。社会福祉協議会では法人として、後見などを行う「法人後見事業」を実施します。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため福祉サービスの利用や金銭管理などに不安がある方を対象として、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。ご本人と社会福祉協議会との契約が必要になります。



生活福祉資金貸付事業

(実施主体：福岡県社会福祉協議会)

低所得者、障がい者、高齢者等世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、生活の自立と安定、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

〈特例貸付相談支援事業〉

コロナウイルス感染症拡大時の貸付について、償還(返済)や猶予に関する相談、あわせて生活に関する相談を社会福祉協議会にて行っております。

利用者さまの

“今”

を大切によりよい明日を支援いたします。

介護サービス事業

介護保険事業

- 居宅介護支援事業 (ケアプラン)
- 訪問介護事業 (ホームヘルパー)
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 訪問入浴介護 (予防訪問入浴介護) 事業
(入浴車で浴槽をもって伺い、ご自宅でご入浴)



障害福祉サービス

- 居宅介護 (身体介護・家事支援・通院介助)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 地域生活支援事業 (移動支援)
- 地域生活支援事業 (訪問入浴)



訪問入浴=入浴車で浴槽をもって伺い、ご自宅でご入浴



受託事業 (大野城市)

- こんにちは赤ちゃん訪問事業 (エンゼルサポーター)



ほっとサポート (自費利用)

- ヘルパーサービス (生活援助、身体介護、通院介助)



社会福祉協議会 = 社協ってなに？

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、**営利を目的としない民間組織**です。昭和26年(1951年)に制定され、唯一、地域福祉の推進を図ることを目的とする中核的な団体として法律に定められ、社会福祉法第109条に基づき設置されています。

地域住民及び福祉組織・関係者など幅広い公私の福祉関係者及び多分野との連携・協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命としています。

例えば、様々なテーマ型のボランティア活動、小地域ネットワーク活動など地域での住民の主体的な活動を支援し、**誰もが支え合いながら安心して生活できるまちづくり**の取り組みにつなげています。



目標

地域は、福祉情報の宝庫であり、その中からニーズや課題を的確に把握し、地域住民と共にその課題の解決に向けた取り組みを行い、住み慣れた地域で「安心して安全に暮らし続けられるまちづくり」を目指します。

財源

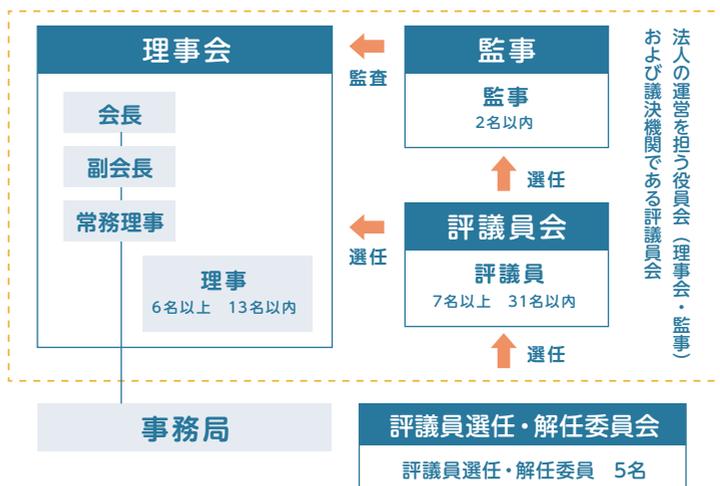
市補助金

+

市民の皆さまから
寄せられる
寄附金 社協会員
共同募金配分金 事業収益



組織図



大野城市総合福祉センターの中

1階

- 大野城市社会福祉協議会事務室
- 大野城市社会福祉協議会介護サービスステーション
- おおのじょうボランティアセンター
- 相談室 (心配ごと相談・ふくし何でも相談)
- 交流スペース「ほっとぴあ」
- 介護予防機能室

2階

- 社会福祉団体事務室
 - ・ 大野城市身体障がい者福祉協会
 - ・ 大野城市手をつなぐ育成会
 - ・ 大野城市母子寡婦福祉会
 - ・ 大野城市シニアクラブ連合会
 - ・ 大野城ライオンズクラブ

2・3階

● 貸会議室

総合福祉センター内の大小の会議室は講習会、会議、交流会など様々な目的でご利用いただけます。

会議室の利用時間

お申し込み

8:30~21:00

(12月29日~1月3日は休館)

☎ 092-572-7700

(平日8:30~17:00)



大野城市社会福祉協議会の活動は 市民の皆さまに支えられています！

社協会員

社協会員(地域福祉のサポーター)になって、私たちと地域福祉活動を応援していただけませんか。



会員の種類(年会費) 1口500円	
1口～	ふくし会員
4口～	応援会員
10口以上	ふーちゃん会員



寄附金(物品)の受入れ

寄附は幸せに暮らせるように誰かを応援するしくみです。
寄附した方の思いを必要とする方へ繋いでいます。

赤い羽根共同募金

市内で行われる地域の福祉活動や福祉団体支援、災害時には被災地支援活動に使われます。
毎年10月1日から12月31日まで共同募金運動を行っています。



社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会

〒816-0934福岡県大野城市曙町2-3-2(大野城市総合福祉センター内)

事務局

☎ 092-572-7700

(平日8:30～17:00)

[FAX] 092-593-5829

[メール] info@onojo-vc.jp

介護サービスステーション

☎ 092-589-5533

(平日8:30～17:00)

[FAX] 092-589-5531



パンフレットに掲載の取り組みやサービスは大野城市社会福祉協議会の活動の一部を紹介しているものです。

詳しくは大野城市社会福祉協議会までお尋ねください。

